

平成30年(行ウ)第8号 行政文書一部不開示処分取消請求事件

原 告 佐藤博文

被 告 国(処分行政庁 防衛大臣)

第 1 準 備 書 面

平成30年8月2日

札幌地方裁判所民事第1部合議係 御中

被告指定代理人 中野雅文 

五味亮一 

松下洋 

宇野文裕 

早川則夫 

黒壁義紀 

真木伸康 

丸井健太郎 

川井友博 

佐藤伸樹

杉崎健二

山本裕一

瀬戸隆宏

佐々木香保里

大谷昌孝

第1	請求の原因に対する認否	4
1	「第1　原告の情報公開請求と被告の開示決定処分」について	4
2	「第2　本件処分の違法性について」について	4
3	「第3　本訴訟提起の事情」について	4
4	「第4　出訴期間（6か月）」について	5
5	「第5　結論」について	5
第2	本件訴訟に至る経緯	5
1	原告による行政文書開示請求	5
2	防衛大臣による行政文書開示決定	5
第3	被告の主張（本件一部開示決定が適法であること）	6
1	法5条1号の解釈	6
2	本件対象文書について	9
3	本件対象文書には、法5条1号本文の情報が記録されていること	9
4	結論	12
第4	結語	12

被告は、本準備書面において、請求の原因に対する認否を行うとともに（後記第1）、本件訴訟に至る経緯（後記第2）及び被告の主張（後記第3）を述べる。

## 第1 請求の原因に対する認否

### 1 「第1 原告の情報公開請求と被告の開示決定処分」について

#### (1) 「1」について

おおむね認める。

原告は、平成29年8月9日付けの行政文書開示請求書により、同月10日、行政文書の開示請求を行った。

#### (2) 「2」について

「しかるに、」から「という、」までは、認める。

「ほぼ全面が黒塗りされたものを開示した」との主張が、別紙1記載の各文書（以下「本件対象文書」といい、別紙1「行政文書の名称」欄記載の各文書を同「略語」欄記載の各略語により特定する。）のうち、項目並びに「連番」及び「No.」の列のそれぞれ一部を除く部分をマスキングして開示したという趣旨で、認める。

#### (3) 「3」について

認める。

### 2 「第2 本件処分の違法性について」について

#### (1) 「防衛大臣が」から「通りである。」までについて 争う。

#### (2) 「1 法5条1号の事由（個人情報）の非該当性」について 争う。

#### (3) 「2 同種事案との比較」について

本件と関連性がないので、認否の要を認めない。

### 3 「第3 本訴訟提起の事情」について

認否の要を認めない。

4 「第4 出訴期間（6か月）」について

不知。

5 「第5 結論」について

争う。

## 第2 本件訴訟に至る経緯

### 1 原告による行政文書開示請求

原告は、平成29年8月10日、防衛大臣に対し、同月9日付け行政文書開示請求書により、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）4条1項の規定に基づき、下記事項の記録がある行政文書の開示を請求した（甲第1号証。以下「本件開示請求」という。）。

#### 記

北部方面隊に所属した自衛隊の自死者について、次の内容を示す文書

- ① 平成13年から平成28年までの各年度ごと
- ② 別紙2記載の駐屯地又は分屯地の所属ごとの人数
- ③ 自死者の年齢
- ④ 未婚・既婚の別

### 2 防衛大臣による行政文書開示決定

防衛大臣は、平成29年10月6日、本件開示請求について、次のとおり行政文書の一部を開示する決定（以下「本件一部開示決定」という。）をし、原告に対し、同日付け行政文書開示決定通知書により、同決定を通知した（甲第2号証）。

#### (1) 行政文書の特定

本件対象文書

#### (2) 不開示とした部分

本件対象文書の表中、項目並びに「連番」及び「No.」の列のそれぞれ一部を除く部分（以下「本件不開示部分」という。）

### (3) 不開示の理由

本件不開示部分に記録されている情報は、個人に関する情報であり、特定の個人が識別され、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。

## 第3 被告の主張（本件一部開示決定が適法であること）

### 1 法5条1号の解釈

#### (1) 法5条1号本文の規定

法5条1号本文は、「個人に関する情報（中略）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（中略）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報の一つと定めている。

#### (2) 「個人に関する情報（中略）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（中略）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」の解釈

##### ア 「個人に関する情報」の意義

「個人に関する情報」とは、個人の内心、身体、身分、地位その他個人に関する一切の事実、判断、評価等の全ての情報が含まれるものであり、個人に関連する情報全般を意味する。したがって、個人の属性、人格や私生活に関する情報に限られず、個人の知的創造物に関する情報、組織体の

構成員としての個人の活動に関する情報も含まれる。

「個人」には、生存する個人のほか、死亡した個人も含まれる。それは、生前に不開示であった情報が、個人が死亡したことをもって開示されることとなるのは不適当であるからである（総務省行政管理局編「詳解情報公開法」45、46ページ）。

イ 「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（中略）により特定の個人を識別することができるもの」の意義

「特定の個人を識別することができるもの」の範囲は、当該情報に係る個人が誰であるかを識別させることとなる氏名その他の記述等の部分だけでなく、氏名その他の記述等により識別される特定の個人に関する情報の全体である。すなわち、個人を識別し得る情報のみならず、それ以外の「個人に関する情報」も不開示部分に含まれる。

「その他の記述等」としては、例えば、住所、電話番号、役職名、個人別に付された記号、番号（振込口座番号、試験の受験番号、保険証の記号番号等）等が挙げられる。氏名以外の記述等単独では、必ずしも特定の個人を識別することができない場合もあるが、当該情報に含まれるいくつかの記述等が組み合わされることにより、特定の個人を識別することができることとなる場合が多いからである（総務省行政管理局編「詳解情報公開法」46ページ、宇賀克也「新・情報公開法の逐条解説[第7版]」〔有斐閣〕70ないし72ページ）。

ウ 「(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」の意義

当該情報単独では特定の個人を識別することができないが、他の情報と照合すること（いわゆるモザイクアプローチ）により特定の個人を識別することができるものについても、個人識別情報として不開示情報となる趣旨である。

照合の対象となる「他の情報」としては、公知の情報や、図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報が含まれる。また、法は、何人にも開示請求権を認めており、当該個人の同僚、親族等の当該個人と特殊な関係にある者も開示請求をする可能性があることからすれば、モザイクアプローチを行う場合には、一般に容易に入手しうる情報を基準とするのではなく、当該個人の同僚、親族等のみが知り得る情報を基準に判断すべきは当然である（総務省行政管理局編・詳解情報公開法46、47ページ、宇賀克也「新・情報公開法の逐条解説[第7版]」[有斐閣]72ないし74ページ）。

### (3) 「公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのあるもの」の解釈

行政機関が保有する個人情報の大部分は、特定の個人を識別することができる情報であり、これを不開示とすることで、個人の権利利益の保護は基本的には十分確保されると考えられる。

しかしながら、特定の個人を識別できない情報であったとしても、個人の人格と密接に関連したり、公にすれば財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるものがある。例えば、個人の人格と密接に関連する情報は、当該個人がその流通をコントロールすることが可能であるべきであり、本人の同意なしに第三者に流通させることは適切ではない。そのため、特定の個人を識別できない個人情報であっても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある場合について、補充的に不開示情報として規定されている。また、死者の名誉、プライバシーに関する我が国の国民感情、死者の情報開示が遺族のプライバシー侵害になり得ることから、「個人」には死者を含むと解すべきである（総務省行政管理局編「詳解情報公開法」47、48ページ、宇賀克也「新・情報公開法の逐条解説[第7版]」[有斐閣]75ないし77ページ）。

## 2 本件対象文書について

### (1) 本件対象文書の作成経緯

本件対象文書は、防衛省が、自衛官の自殺防止施策の検討等を行うために、自殺発生の概要に関する情報を陸上幕僚監部人事教育部人事教育計画課服務室（以下「陸上幕僚監部服務室」という。）自殺防止担当者が年度別に取りまとめたものである。

自殺防止施策の検討等については、年度により検討項目等が異なるため、それに応じて、本件対象文書に記載されている項目・内容も、後記(2)のとおり異なっている。

なお、本件対象文書の閲覧者は、陸上幕僚監部服務室室長及び自殺防止担当者等に限定されており、陸上自衛隊の部隊等へは一切提供されていない。

### (2) 本件対象文書の記載事項

本件対象文書には、いずれも表題の下に表がある。表には、1行につき1人の自殺した自衛隊員に関する情報が、項目ごとに区分して記録されている。

本件対象文書の表には、それぞれ本件対象文書ごとに別紙3「本件対象文書」欄に「○」が付されている同「項目名」欄記載の項目に関する情報が記録されている。別紙3「項目名」欄記載の各項目に記載されている情報の内容は、同「項目の意味（当該項目欄に記載されている内容）」欄記載のとおりである。

## 3 本件対象文書には、法5条1号本文の情報が記録されていること

### (1) 本件不開示部分には、「個人に関する情報」が記録されていること

本件不開示部分に記録されている別紙3「項目名」欄記載の事項は、いずれも自殺した自衛隊員の個人に関する情報であることは明らかである。

### (2) 本件不開示部分は、全て「特定の個人を識別することができる」個人に関する情報であること

ア 上記1(2)イのとおり、「特定の個人を識別することができる」個人に

関する情報の範囲は、当該情報に係る個人が誰であるかを識別させることとなる氏名その他の記述の部分だけでなく、氏名その他の記述等により識別される特定の個人に関する情報全体である。

これを本件対象文書についてみると、上記2(2)のとおり、本件対象文書には、表形式で、1行につき1人の自殺した自衛隊員に係る情報が、項目ごとに区分して記録されている。そのため、「特定の個人を識別することができる」個人に関する情報の範囲には、氏名が記録されている項目のみならず、氏名以外の全ての項目も、氏名により識別される特定の個人に関する情報に当たる。

したがって、本件不開示部分は、全て「特定の個人を識別することができる」個人に関する情報である。

イ 原告は、「法が行政文書に記載されている個人氏名を非開示事由としたのは、個人のプライバシー保護のためである。同目的達成のために『個人の識別』がなされることを回避するには、氏名を非開示にすれば足り、年度毎の人数や所属、年齢などまで秘匿する必要性はない。」と主張する（訴状第2の1〔4ページ〕）。

しかしながら、法は、その文理上、個人に関する情報につき、不開示の範囲をプライバシーという概念で画している、いわゆる「プライバシー情報型」ではなく、特定の個人を識別することができる情報を原則不開示とする「個人識別情報型」の不開示規定を採用したことが明らかである。したがって、法5条1号の情報（特定の個人を識別できるもの）に該当するか否かを、個人のプライバシーに該当する情報であるか否か、あるいは正当に保護すべき利益があるか否かにより判断することは、規定の文言に適合しないばかりか、あえて採用しなかった立法政策上の選択肢であることを考えると、明白に同号の立法趣旨に反するものであって、到底採り得ない。原告の主張は、法の趣旨を誤って理解するものであって、失当である。

(3) 仮に、本件不開示部分が、直ちに「特定の個人を識別することができる」個人に関する情報に当たらないとしても、「その他の記述等（中略）により特定の個人を識別することができる」個人に関する情報に当たること

上記1(2)イのとおり、氏名以外の記述等単独では、必ずしも特定の個人を識別することができない場合であっても、当該情報に含まれるいくつかの記述等が組み合わされることにより、特定の個人を識別することができれば、「その他の記述等により特定の個人を識別することができる」個人に関する情報に当たる。そして、上記1(2)ウのとおり、当該個人の同僚、親族等のみが知り得る他の情報と照合することにより特定の個人を識別できる場合も、不開示情報に当たる。

本件不開示部分には、氏名以外にも、それぞれ本件対象文書ごとに別紙3「本件対象文書」欄に「○」が付されている同「項目名」欄記載の項目に関する情報が記録されている。そして、自殺した自衛隊員の同僚又は親族等は、自殺した自衛隊員の氏名はもとより、本件不開示部分に係る各項目に記録されている複数の情報を知り得るから、本件不開示部分に係る各項目に記録されている情報と自殺した自衛隊員の同僚又は親族等が知り得る情報を照合することで、自殺者個人を識別することが可能となる。

したがって、本件不開示部分は、全て「その他の記述等（中略）により個人を識別することができる」個人に関する情報に当たる。

(4) 仮に、本件不開示部分が「特定の個人を識別することができる」個人に関する情報に当たらないとしても、本件不開示部分は、「公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある」個人に関する情報が記録されていること

本件不開示部分に記録されている別紙3「項目名」欄記載の項目には、自殺した自衛隊員の死亡にまつわる情報が含まれており、しかも、自殺者個人の属性に関する事柄のほか、自殺の原因、自殺の方法、遺書の有無など自殺

者の人格等と密接に関連する情報が記録されている。このような情報は、自殺した自衛隊員の親族等の同意なくして第三者に流通させることは適切ではない。

したがって、本件不開示部分は、「公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある」個人に関する情報が記録されている。

#### 4 結論

以上のとおり、本件不開示部分には、いずれも法5条1号本文に該当する不開示情報が記録されている。

したがって、本件一部開示決定は適法である。

#### 第4 結語

よって、原告の請求（本件一部開示決定のうち、氏名以外の部分を不開示とした部分の取消しを求めるもの）は理由がないから、速やかに棄却されるべきである。

行政文書の名称	甲号証との対応関係	略語	本件対象文書
1 HI3	甲第3号証の1 ただし、マスキングのないもの	本件対象文書1	
2 平成14年度自殺者一覧表(14. 4. 1~15. 3. 31)	甲第3号証の2 ただし、マスキングのないもの	本件対象文書2	
3 平成15年度自殺者一覧表(15. 4. 1~16. 3. 31)	甲第3号証の3 ただし、マスキングのないもの	本件対象文書3	
4 平成16年度自殺者一覧表(16. 4. 1~17. 3. 31)	甲第3号証の4 ただし、マスキングのないもの	本件対象文書4	
5 平成17年度自殺者一覧表(17. 4. 1~18. 3. 31)	甲第3号証の5 ただし、マスキングのないもの	本件対象文書5	
6 平成18年度自殺者一覧表(18. 4. 1~19. 3. 31)	甲第3号証の6 ただし、マスキングのないもの	本件対象文書6	
7 平成19年度自殺者一覧表(19. 4. 1~20. 3. 31)	甲第3号証の7 ただし、マスキングのないもの	本件対象文書7	
8 平成20年度自殺者一覧表(20. 4. 1~21. 3. 31)	甲第3号証の8 ただし、マスキングのないもの	本件対象文書8	
9 平成21年度自殺者一覧表(21. 4. 1~22. 3. 31)	甲第3号証の9 ただし、マスキングのないもの	本件対象文書9	
10 平成22年度自殺者一覧表(22. 4. 1~23. 3. 31)	甲第3号証の10 ただし、マスキングのないもの	本件対象文書10	
11 平成23年度自殺者一覧表(23. 4. 1~24. 3. 31)	甲第3号証の11 ただし、マスキングのないもの	本件対象文書11	
12 平成24年度自殺者一覧表(24. 4. 1~25. 3. 31)	甲第3号証の12 ただし、マスキングのないもの	本件対象文書12	
13 平成25年度自殺者一覧表(25. 4. 1~26. 3. 31)	甲第3号証の13 ただし、マスキングのないもの	本件対象文書13	
14 平成26年度自殺者一覧表(26. 4. 1~27. 3. 31)	甲第3号証の14 ただし、マスキングのないもの	本件対象文書14	
15 平成27年度自殺者一覧表(27. 4. 1~28. 3. 31)	甲第3号証の15 ただし、マスキングのないもの	本件対象文書15	
16 平成28年度自殺者一覧表(28. 4. 1~29. 3. 31)	甲第3号証の16 ただし、マスキングのないもの	本件対象文書16	

## 北部方面区[編集]

### 第2警備地区

(北海道)<sup>[1]</sup>

名寄駐屯地（名寄市）  
稚内分屯地（稚内市）  
礼文分屯地（礼文郡礼文町）  
留萌駐屯地（留萌市）  
遠軽駐屯地（紋別郡遠軽町）  
旭川駐屯地（旭川市）  
沼田分屯地（雨竜郡沼田町）  
近文台分屯地（旭川市）  
上富良野駐屯地（空知郡上富良野町）  
多田分屯地（空知郡上富良野町）

### 第5警備地区

(北海道)<sup>[2]</sup>

美幌駐屯地（網走郡美幌町）  
別海駐屯地（野付郡別海町）  
釧路駐屯地（釧路郡釧路町）  
標津分屯地（標津郡標津町）  
羅臼分室（目梨郡羅臼町）  
帶広駐屯地（帶広市）  
足寄分屯地（足寄郡足寄町）  
鹿追駐屯地（河東郡鹿追町）

### 第7警備地区

(北海道)<sup>[3]</sup>

北千歳駐屯地（千歳市）  
東千歳駐屯地（千歳市）  
北恵庭駐屯地（恵庭市）  
南恵庭駐屯地（恵庭市）  
島松駐屯地（恵庭市）  
日高分屯地（沙流郡日高町）  
安平駐屯地（勇払郡安平町）

早来分屯地（勇払郡安平町）  
白老駐屯地（白老郡白老町）  
幌別駐屯地（登別市）  
静内駐屯地（日高郡新ひだか町）

第11警備地区

（北海道）

岩見沢駐屯地（岩見沢市）  
札幌駐屯地（札幌市中央区）  
丘珠駐屯地（札幌市東区）  
滝川駐屯地（滝川市）  
美唄駐屯地（美唄市）  
真駒内駐屯地（札幌市南区）  
俱知安駐屯地（虻田郡俱知安町）  
函館駐屯地（函館市）  
苗穂分屯地（札幌市東区）

本件対象文書																項目名	項目の意味（当該項目欄に記載されている内容）
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	事故日時	自殺が発生した日時
○																曜日	自殺が発生した曜日
○																報告月日	自殺の発生について部隊等から陸上幕僚監部へ報告がなされた月日
○																自殺月日	自殺が発生した月日及び曜日
○																N.o.	年度毎の一連番号
○																方面	所属する部隊等が属する方面隊等（北部方面隊、東北方面隊、東部方面隊、中部方面隊、西部方面隊、その他直轄部隊）
○																所属	所属する部隊等（最小単位では中隊等（50名程度の集団）レベルまで記載）
○																駐屯地	所属する部隊等が所在する駐屯地
○																氏名	氏名
○																性別	性別
○																職種	自衛官については職種（普通科、特科、機甲科 等）、事務官等については俸給表の種別及び級（行（一）3等）
○																年齢	年齢
○																年齢区分	年齢区分（5歳区切り）
○																学歴	学歴（高卒・大卒・防大 等）
○																階級	自衛官については階級、事務官等については俸給表の種別及び級（行（一）3等（13年度は「事務官」とのみ記載））

該当年度	項目名	項目の意味（当該項目欄に記載されている内容）																											
		13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28												
○	任用区分																												
○	場所																												
○	方法（本件対象文書1は「手段」）																												
○	自殺の要因（部隊による推定）																												
○	部隊の判断																												
○	時間																												
○	死亡推定時刻																												
○	入隊後年																												
○	入隊からの経過年数																												
○	診断																												
○	過去の病歴等（把握できている範囲）																												
○	主要因																												
○	原因（本件対象文書1は「関連要因」）																												
○	自殺の関連要因（推定）																												
○	出身都道府県																												
○	出身																												
○	妻（本件対象文書1は「既、未婚」）																												
○	配偶者の有無																												
○	海外派遣歴																												
○	営舎内居住・営舎外居住の別																												
○	當内外																												
○	家族構成																												
○	家族																												
○	単身（本件対象文書1は「単身赴任」）																												
○	単身赴任の期間																												
○	連鎖性																												
○	新職務																												
○	自殺直前の異動、補職替えの有無等																												
○	補職																												
○	職務・職名																												
○	過去の懲戒処分歴																												
○	部隊等が把握している借財の有無、金額等																												
○	借財																												

偏差値 言語構成、查照、計算、图形、文章推理、記憶の6項目からなるT75式知能検査の得点から換算した偏差値であり、その数値は○～88の範囲

明節の88~9

上記T 75式知能検査の偏差値をグループ化したもので、偏差値9～2.4を段階点1、偏差値2.5～3.4を段階点2、偏差値3.5～4.4を段階点3、偏差値4.5～5.4を段階点4、偏差値5.5～6.4を段階点5、偏差値6.5～7.4を段階点6、偏差値7.5～8.8を段階点7と定めた。

連続した足し算の作業により作業ぶりや人格特徴を調査する内田クレペリン精神検査（警察、民間企業等でも使用）の結果であり、  
型と接觸点に区分

二二七

上記タレッジ検査の結果では、種のほか、特異傾向が認められた場合に数字で示すもの。

二〇

Y-G 100個以上の簡単な質問により受検者の性格傾向を調査するY-G性格検査（平成10年以降の入隊者は、類似のA E P S性格検査に変更）の結果をA～Fの6つの類と典型、進型、混合型の3つの型に分類したもの。